



## ★不当すぎる7 / 5までの勾留延長。Aさんを支援しよう！

6月16日に不当逮捕されたAさんは翌日から原宿署に移され、10日間勾留されました。そして6月27日、さらに8日間（7月5日まで）の勾留延長がされてしまいました！ これほど長期勾留される理由は全くありません。多くの人が仕事を失い、心身や生活を壊されてしまう重大な人権侵害です。絶対に許されません。公安検事鈴木敏宏による勾留請求を絶対許さない！

Aさんはこの間、足首を曲げるとすごく痛いと言え、救援会としても医療要求を促しました。しかし原宿署は「新宿署の連絡待ちで調整中」などと言い放ち、受診させませんでした。こうした嫌がらせにも屈せず、Aさんは6月26日の「勾留理由開示公判」で感動的な抗議スピーチをしました。みんなでAさんを支援・応援し、起訴を許さず、早期奪還を実現しましょう！

## ★ウソだらけの勾留理由 — 勾留の不当性 —

Aさんの勾留請求は6月18日であり、6月19日に決定が出ています。勾留理由は、①住所不定、②罪証隠滅のおそれ、③逃亡のおそれ、です。しかし、Aさんの自宅は6月19日に家宅捜索が入っています。つまり、検察は住所を知っていたのであり、住所不定は嘘です。

また、Aさんは現行犯逮捕されているので、証拠は本来現場にあります。東京地裁刑事14部は「関係者と口裏合わせをするおそれがある」などといいますが、個人個人が反レイシズムに呼応して集まった抗議行動にAさんもまたその1人として参加したのだから、口裏合わせなどできようはずがありません。

もとよりAさんは無罪であり、現在の生活の全てを捨てて逃亡することなど考えられません。

Aさんの勾留には一切理由がありません。嘘だらけの勾留理由なのです。

## ★勾留裁判官がトズラ — 勾留理由開示公判制度の危機 —

6月26日、Aさんの勾留理由開示公判がありました。これは、勾留決定をした裁判官に対しその理由を問いただす裁判です。勾留理由を明らかにさせることで、不当な身柄拘束をさせないことが目的でした。

ところが、Aさんの公判に出てきたのは10日間勾留を決定した裁判官とは全く別人の裁判官だったのです！ 同じ資料を読んだから大丈夫と言いつつ別人の裁判官。しかし、なぜ勾留決定をしたかは勾留を決定した裁判官にしかわからないはず。開示公判の目的を軽視するもので、極めて不当です。別人を出してくるなど、自由を奪われ生活を破壊される勾留の重大さを理解していません！

Aさんが勾留されているのは、裁判官により勾留決定されたからであり、勾留裁判官の責任なのです！ 裁判官は逃げるな！

## ★「黙秘権」「取り調べ拒否」は私たちの権利。妨害も、報復的勾留も許されない！

Aさんは弾圧初日から一切黙秘し、以降は取り調べに出ること自体を拒否し続けています。「在特会」側の逮捕者も、Aさんと共に弾圧された抗議側の3人も、すでに釈放されています。

Aさんだけ長期勾留されるのは、Aさんの頑張りに対し、検察側が調書を取れずに「メンツを潰された」として報復してきた面が考えられます。実際、警察・検察はAさんに取り調べを受けさせるために房から引きずり出そうとしてきました。

しかし「黙秘権」は憲法で保証された私たちの権利です。密室で圧迫的な取調べを受ける事で、「自白強要→不当な調書が作られる→冤罪が生まれる」危険性が常にあります。そうした状況では、「やましい事がなければ喋れば良い」のではなく、黙秘して一切調書を作らせないのは身を守るための最良の手段の一つなのです。そして取調べを受けなければいけないという義務もありません。運動弾圧の取り調べは、事件と無関係に本人に運動をやめさせるための嫌がらせがほとんどです。思想心情の自由を貫き、取り調べという名の「嫌がらせ」から身を守るためには、取り調べ自体を拒否する事が「最善」なのです。しかし検察や裁判所は、黙秘を暗に長期勾留の理由にすることが増えています。それを許さない声を一緒に上げ、黙秘権を守り、取り調べ拒否を広げていきましょう！